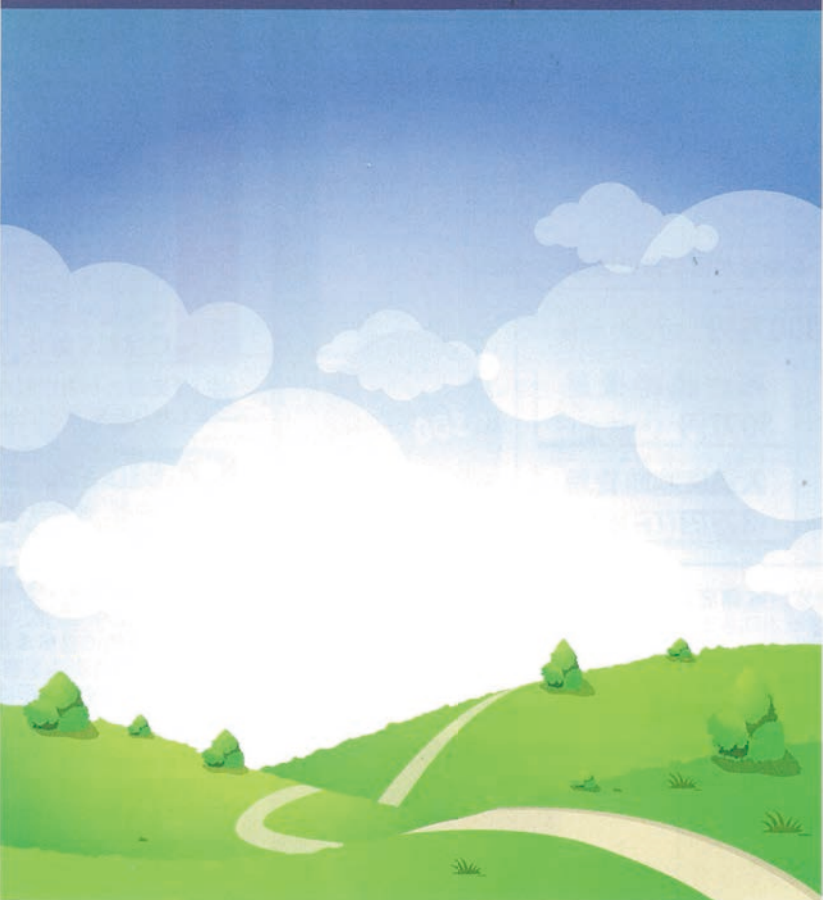


2014年10月版



こんな共済があるのをご存じでしたか？
クルマにもうひとつの安心を・・・

自動車事故費用共済



北海道中小企業共済協同組合

こんな共済があるのをご存知でしたか？ クルマにもうひとつの安心を・・・

● 自動車事故費用共済とは

● 任意保険などの自動車保険とは全く違う共済です（競合しません）

ご契約者の事故に伴う経済的負担を補償する共済です。自動車保険の保険金とは別に共済金をお支払いします。加害・被害・自損事故にもお支払いします。

● 物損特約は、車両保険や対物保険の隙間を埋めます

事故後の掛金の割増はありませんので、保険料アップや免責金額を考えて任意保険を請求しない事故、事故証明が取れない事故でも共済金をご請求できます。

● 共済金は、ご契約者あなたにお支払いします

共済金は相手側や修理工場にではなく、ご契約者にお振り込みします。

● 剰余金は配当金として還元、掛金は割安です

決算後の剰余金は共済利用分量配当金として返還し、更新契約の掛金に充当します。更新契約の掛金はこの配当金を控除した金額となり割安です。

■ もしもの時、自動車保険に入っているから安心と思いませんか？ もし、あなたが人身事故を起してしまったら・・・自動車保険では示談や訴訟による損害賠償が補償されますが、道義上の責任（誠意）についての補償は必ずしも十分とはいえません。死亡事故であれば相応の香典など、傷害事故であればお見舞費用などです。この共済は、保険でカバーできないあらゆる人身事故（加害事故、被害事故を問いません）に対してあなたの経済的負担を幅広くサポートする共済です。

■ また、オプションの物損特約は、年間に約20台に1台の割合で起きているといわれる物損事故に対して、対物保険や車両保険を十分にご契約されていない方や保険請求に至らない方のニーズにお応えするために、その自己負担部分を補う共済です。使い勝手のいい共済として是非ご利用ください。

● ご加入プランとご契約額

ご加入プラン	オプション	
	主契約 [人身事故補償]	物損特約 [物損事故補償]
プラン1 物損特約なし	300万円	
プラン2 物損特約3万円付	300万円	+ 3万円
プラン3 物損特約6万円付	300万円	+ 6万円

▶ ご加入プランは、人身事故補償の主契約と物損事故補償の物損特約との組み合わせです。

▶ 主契約のご契約額は、一台あたり一律300万円です。物損特約のご契約額は3万円と6万円があります。ご希望に合わせてご選択ください。

▶ 物損特約はオプション特約で、物損特約のみのご契約はできません。

▶ 物損特約6万円付にご加入の方で、3年間に2回以上共済金をご請求された場合は、次回更新時にご契約額の減額をお願いすることがあります。

● お申込方法、掛金等のお支払方法

お申込方法	予約扱		振込扱
	毎月20日 までの方	毎月21日 以降の方	いつでも お申込みOK
お申込日 (申込書提出日)			
共済契約始期日 (補償の開始時期)	翌月1日	翌々月1日	申込日、掛金 払込日の翌日
掛金の払込方法	初回から自動振替 (自振日は契約始期月の20日)		当組合へ 直接振込(払込)

▶ 申込方法、申込日によって、共済契約始期日と掛金の払込方法が左記のとおり異なりますのでご注意ください。

▶ 「予約扱」は、共済掛金等の払込を初回から口座振替(自振)で行う方法で、キャッシュレスでお申込みができます。

▶ 「振込扱」は、初回申込時に申込書のご提出と掛金等の振込(払込)が必要で、ご契約をお急ぎの場合はこの方法でお申込みください。

▶ 共済期間は1年です。ご契約の満期日は、ご契約の始期日の翌年の応答日の前日の属する月の末日です。

● 商品のしくみ、補償内容、掛金は次ページをご覧ください

商品のしくみ・補償内容・掛金

 **約款で規定した方が**
(被共済運転者)

- 法人契約の場合は役職員全員、個人契約の場合はご契約者本人と同居親族の方、ご契約者の雇用者が起こした事故が対象です。
- 上記以外の個人の方2名まで追加登録ができます。

 **ご契約したお車を**
(被共済自動車)


- ご契約できる車種は、自家用自動車（プレートが白地緑字、黄地黒字）に限ります。
- 自家用自動車のうち大型バスや特殊自動車、教習車など特種自動車の特定形状車はご契約できません。
- タクシーなどの事業用自動車（プレートが緑地白字、黒地黄字）はご契約できません。

 運転中に生じた**人身事故**や
(基本補償)

- 人身事故は主契約で補償します。
- 主契約のご契約額は一律300万円です。
- 右の「人身事故の補償」をご覧ください。

 使用等に起因して生じた**物損事故**に
(オプション特約)

- 物損事故は物損特約で補償します。物損特約はオプション特約ですので、主契約とは別にご加入する必要があります。
- 物損特約のご契約額は3万円と6万円があります。ご希望に合わせてご選択ください。
- **物損特約のみのご契約はできません。**
- 右の「物損事故の補償」をご覧ください。

 **共済金はご契約者にお支払いします**

- 共済金のお支払手続は簡単、しかも支払いは迅速です。
- 共済金は相手側や修理工場にではなく、ご契約者にお振込みします。

● フラン別、車種別共済掛金（年額）

ご契約の車種 (車検証の種別・用途・積載量)	自家用乗用自動車		自家用貨物自動車			
	軽乗用	乗用	軽貨物	小型貨物	普通貨物	
					積載量2t以下	積載量2t超
ナンバープレートの色 ナンバープレート分類番号	黄地黒字 5**	白地緑字 3**,5**,7**	黄地黒字 4**,8**	白地緑字 4**,6**,8**	白地緑字 1**,8**	
プラン1 物損特約なし	4,500円	9,000円	4,500円	9,000円	13,500円	16,500円
プラン2 物損特約3万円付	7,500円	12,000円	7,500円	12,000円	16,500円	19,500円
プラン3 物損特約6万円付	10,500円	15,000円	10,500円	15,000円	19,500円	22,500円

- 掛金は年一括払のみの取扱いです。
- 主契約の掛金は、年齢・性別に関係なく車種により決まります。物損特約の掛金はご契約額3万円につき3,000円です。
- 事故があった場合の掛金割増はありません。

● 人身事故の補償（主契約）

	死傷者が契約者側の場合	死傷者が相手側の場合
死亡	300万円	300万円 までの実費
後遺障害	12~300万円	死亡臨時費用 30万円（一時金）
入院	1日1名につき 4,500円	入通院臨時費用 3万円（一時金）
通院	1日1名につき 2,250円	

支払総額
300万円
が限度

- 入通院共済金（契約者側）は365日分または300万円を限度、負傷者が複数の場合は1事故につき1日18,000円を限度として入通院の実日数分をお支払いします。
- 『死傷者が相手側の場合』の共済金は、被共済運転者に過失がある事故に限り、『死傷者が契約者側の場合』の共済金で計算した金額を限度として、ご契約者が実際にお支払いした負担実費をお支払いします。死亡臨時費用共済金、入通院臨時費用共済金は先にお入用のときに一時金としてお支払いします。

● 物損事故の補償（物損特約） オプション

自車車両事故	ご契約額を限度として 3~6万円
相手対物事故	

3万円以上の
損害が
お支払対象

- 『相手対物事故』は過失のある事故で他人の財物に、『自車車両事故』は自損、盗難など自車に、それぞれ3万円以上の損害が生じたときに共済金をお支払いします。



■ 共済金のお支払い例（物損特約3万円付の場合）

主契約		死亡事故を起こして 歩行者1名をはねて死亡させた。	(計算根拠) 300万円×1名	(注) =300万円
		自損事故を起こして 本人がケガで20日の入院と80日の通院をした。	(計算根拠) 4,500円×1名×20日 2,250円×1名×80日	=27万円
		追突事故を起こして 相手側の同乗者2名がケガをして、それぞれ30日入院した。	(計算根拠) 4,500円×2名×30日	(注) =27万円
		出会いがしらの衝突事故で 本人がケガで40日通院し、相手側の運転者が20日入院した。	(計算根拠) 2,250円×1名×40日 4,500円×1名×20日	(注) =18万円
物損特約		自損事故や衝突事故で 自転車に10万円の損害。	(計算根拠) 10万円>3万円	=3万円
	※3万円以上の損害があった場合、こんな事故もお支払いします。 ○商店の駐車場で当て逃げや車上荒らしにあい、ドアが損傷した。 ○車庫入れに失敗し壁や車庫に接触、リアバンパーが凹んだ。 ○落雪や飛び石によりフロントガラスにひび割れが生じた。 ○運転を誤り、他人の門扉に損害を与えてしまった。			

(注)『死傷者が相手側の場合』の共済金は、上記で計算した金額を限度として、ご契約者が実際にお支払いした負担実費となります。

● 共済金をお支払いできない主な場合Ⅰ（主契約、物損特約共通）

- ①ご契約者、被共済運転者の故意または重大な過失によって生じた損害
- ②無免許運転、酒気を帯びた状態での運転、麻薬等の影響を受けた状態での運転によって生じた損害（主契約の相手側に生じた損害を除きます。）
- ③被共済運転者の闘争行為、自殺行為、犯罪行為によって生じた損害
- ④地震・噴火、津波、台風、高潮、洪水、戦争、暴動、核燃料物質などによって生じた損害（物損特約の自転車二事故は台風、高潮、洪水を除きます。）
- ⑤ご契約の自動車を競技、曲技（その練習を含みます）などのために使用すること、またはこれらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害

● 共済金をお支払いできない主な場合Ⅱ（主契約のみに該当）

- ①原因のいかんを問わず、ケガをされた方が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの

● 共済金をお支払いできない主な場合Ⅲ（物損特約のみに該当）

- ①詐欺、横領、差押えなど公共団体の公権力の行使によって生じた損害
- ②ご契約の自動車に存在する欠陥、摩滅、腐食、錆その他自然の消耗
- ③故障損害
- ④ご契約の自動車から取りはずされて車上にない部分品または付属品に生じた損害
- ⑤ご契約の自動車に定着されていない付属品に生じた単独の損害（火災を除きます。）
- ⑥ご契約の自動車のタイヤに生じた単独の損害（火災・盗難を除きます。）
- ⑦法令等によって禁止されている改造を行った部分品および付属品に生じた損害

ご契約にあたって、ご留意いただきたいこと

1.告知義務と告知事項

次の告知事項について、ご契約時にお申し出いただいた内容が事実と相違している場合は、ご契約が解除されたり、共済金をお支払いできないことがありますのでご留意ください。

自動車の登録番号、プレートの色(用途)、車名・車台番号、届出運転者

2.組合加入(出資金の払込み)

当組合は中小企業等協同組合法に基づき、組合員のための共済事業を行っております。組合員資格のある事業者がこの共済をご利用される場合は、出資金(一口500円)をお支払いいただき、組合員になることが必要です。出資金と掛金をあわせて払い込みください。なお、既に組合員の方はこの手続は不要です。また、組合員資格のない方は員外利用制度がありますのでご利用ください。

ご契約後にご留意いただきたいこと

1.通知義務と通知事項

ご契約後に、次の通知事項が変更になる場合は、遅滞なく取扱共済代理店または当組合までご連絡ください。ご通知やご通知に基づく追加共済掛金のお支払いがない場合は、ご契約が解除されたり、共済金をお支払いできないことがありますのでご留意ください。

自動車の登録番号、プレートの色(用途)、車名・車台番号、届出運転者

2.その他契約内容の変更、解約などのご通知

ご契約後に、次の事項に変更などがある場合、手続が必要ですので取扱共済代理店または当組合までご連絡ください。

ご契約者住所・氏名の変更、自振口座の変更、ご契約の解約

3.万一、事故が起こった場合の手続

万一、事故が起こった場合は、遅滞なく取扱共済代理店または当組合までご連絡ください。遅滞なくご連絡いただけなかった場合は、共済金を削減してお支払いする場合がありますのでご留意ください。

- ご契約に関する個人情報は、当組合プライバシーポリシーに基づき取り扱います。詳細は、当組合ホームページをご覧ください。
- このパンフレットは、自動車事故費用共済の概要をご説明したものです。詳しい内容につきましては、「ご契約のしおり」、「重要事項説明書」をご覧ください。お申込みの共済代理店または当組合までお問い合わせください。
- ご契約に際しては、必ず「重要事項説明書」について説明・交付を受け、ご確認・ご同意のうえお申し込みください。

北海道中小企業共済協同組合

〒060-0001 札幌市中央区北1条西7丁目 プレスト1・7
TEL 011-219-5585 [受付時間 平日 9:00~17:00]

[http:// www.lilac.co.jp /dokyosai](http://www.lilac.co.jp/dokyosai)

〈取扱共済代理店〉